

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書#9  
 【根拠条文】 法第27条の25第1項  
 【提出先】 関東財務局長  
 【氏名又は名称】 UBS証券会社 東京支店日本における代表者 マーク・ブランソン  
 【住所又は本店所在地】 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号  
 大手町ファーストスクエア  
 【報告義務発生日】 平成 18年8月22日  
 【提出日】 平成 18年8月29日  
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 8名  
 【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	日本板硝子
会社コード	5202
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所 大阪証券取引所
本店所在地	105-8552 東京都港区海岸2-1-7 日本板硝子東京ビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	枝廣泰俊
代表者役職	日本における代表者, 東京支店長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー(銀行) コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】

当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的により保有している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	31,258,570		57,000
新株予約権証券(株)	A		F
新株予約権付社債券(株)(*注)	B 26,657,035		G
対象有価証券カバーダラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 57,915,605	L	M 57,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		57,972,605
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		26,657,035

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月22日現在)	Q	464,530,456
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		11.80%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		12.66%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量		
平成18年6月23日	普通株式	-3,716,000	処分	
平成18年6月23日	新株予約権付社債	-2,543,666	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年6月23日	普通株式	2,543,666	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年6月23日	新株予約権付社債	-184,502	処分	
平成18年6月23日	普通株式	132,000	取得	
平成18年6月23日	普通株式	677,000	取得	貸借取引
平成18年6月26日	新株予約権付社債	-847,888	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年6月26日	普通株式	847,888	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年6月26日	普通株式	373,000	取得	貸借取引
平成18年6月27日	普通株式	-57,000	処分	
平成18年6月27日	普通株式	248,000	取得	
平成18年6月27日	普通株式	153,000	取得	貸借取引
平成18年6月28日	普通株式	-36,000	処分	
平成18年6月28日	普通株式	123,000	取得	
平成18年6月28日	普通株式	-140,000	処分	貸借取引
平成18年6月28日	普通株式	120,000	取得	貸借取引
平成18年6月29日	普通株式	-8,000	処分	
平成18年6月29日	普通株式	10,000	取得	
平成18年6月29日	普通株式	-476,500	処分	貸借取引
平成18年6月30日	普通株式	95,000	取得	
平成18年6月30日	普通株式	-173,666	処分	
平成18年6月30日	普通株式	-38,000	処分	貸借取引
平成18年7月3日	普通株式	59,000	取得	
平成18年7月3日	普通株式	-12,888	処分	
平成18年7月3日	普通株式	-200,000	処分	貸借取引
平成18年7月4日	新株予約権付社債	-847,888	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年7月4日	普通株式	847,888	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年7月4日	普通株式	400,000	取得	貸借取引
平成18年7月5日	普通株式	8,000	取得	
平成18年7月5日	普通株式	-94,000	処分	貸借取引
平成18年7月6日	普通株式	-1,001,000	処分	
平成18年7月6日	普通株式	77,000	取得	
平成18年7月6日	普通株式	569,500	取得	貸借取引
平成18年7月7日	普通株式	-1,482,000	処分	
平成18年7月7日	普通株式	60,000	取得	
平成18年7月7日	普通株式	618,000	取得	貸借取引
平成18年7月10日	新株予約権付社債	2,645,987	取得	新株予約権付社債の転換関係の変更による増
平成18年7月10日	普通株式	57,000	取得	
平成18年7月10日	普通株式	-453,000	処分	貸借取引
平成18年7月10日	普通株式	246,000	取得	貸借取引
平成18年7月11日	普通株式	7,000	取得	
平成18年7月11日	普通株式	-888	処分	
平成18年7月11日	普通株式	-25,000	処分	貸借取引
平成18年7月12日	新株予約権付社債	-891,265	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年7月12日	普通株式	891,265	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年7月12日	普通株式	54,000	取得	
平成18年7月12日	普通株式	-237,000	処分	
平成18年7月12日	普通株式	-19,000	処分	貸借取引
平成18年7月13日	普通株式	329,000	取得	
平成18年7月13日	普通株式	-8,000	処分	
平成18年7月14日	普通株式	-24,000	処分	
平成18年7月14日	普通株式	554,000	取得	
平成18年7月18日	普通株式	211,000	取得	
平成18年7月18日	普通株式	-12,000	処分	貸借取引
平成18年7月18日	普通株式	-1,000,000	処分	
平成18年7月18日	普通株式	270,000	取得	
平成18年7月20日	普通株式	76,000	取得	
平成18年7月20日	普通株式	-2,014,265	処分	
平成18年7月21日	普通株式	27,000	取得	
平成18年7月21日	普通株式	-689,000	処分	
平成18年7月21日	普通株式	-153,000	処分	貸借取引

平成18年7月24日	新株予約権付社債	6,106,984	取得	新株予約権付社債の転換価格の変更による増
平成18年7月24日	普通株式	-148,000	処分	
平成18年7月24日	普通株式	-440,000	処分	貸借取引
平成18年7月25日	普通株式	-1,612,000	処分	
平成18年7月25日	新株予約権付社債	-3,972,194	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年7月25日	普通株式	3,972,194	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年7月25日	普通株式	-91,000	処分	貸借取引
平成18年7月25日	普通株式	70,000	取得	貸借取引
平成18年7月25日	普通株式	-151,000	処分	
平成18年7月26日	普通株式	-799,000	処分	
平成18年7月26日	普通株式	624,000	取得	貸借取引
平成18年7月26日	普通株式	2,000	取得	
平成18年7月27日	普通株式	-1,661,000	処分	
平成18年7月27日	普通株式	-61,000	処分	貸借取引
平成18年7月28日	普通株式	30,000	取得	
平成18年7月28日	普通株式	-1,035,000	処分	
平成18年7月28日	新株予約権付社債	-3,972,194	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年7月28日	普通株式	3,972,194	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年7月28日	普通株式	274,000	取得	貸借取引
平成18年7月31日	普通株式	50,000	取得	
平成18年7月31日	普通株式	-3,779,000	処分	
平成18年8月1日	新株予約権付社債	-3,972,194	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年8月1日	普通株式	3,972,194	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年8月1日	普通株式	-1,576,194	処分	
平成18年8月1日	普通株式	103,000	取得	
平成18年8月2日	新株予約権付社債	-1,986,097	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年8月2日	普通株式	1,986,097	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年8月2日	普通株式	-100,000	処分	貸借取引
平成18年8月2日	普通株式	36,000	取得	貸借取引
平成18年8月2日	普通株式	-1,055,000	処分	
平成18年8月2日	普通株式	6,000	取得	
平成18年8月3日	普通株式	-715,655	処分	貸借取引
平成18年8月3日	普通株式	83,000	取得	
平成18年8月3日	普通株式	-535,000	処分	
平成18年8月4日	普通株式	656,000	取得	貸借取引
平成18年8月4日	普通株式	-1,309,194	処分	
平成18年8月7日	新株予約権付社債	-2,064,409	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年8月7日	普通株式	2,064,409	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年8月7日	普通株式	680,655	取得	貸借取引
平成18年8月7日	普通株式	-6,000	処分	貸借取引
平成18年8月7日	普通株式	8,000	取得	
平成18年8月7日	普通株式	-4,407,818	処分	
平成18年8月7日	新株予約権付社債	1,801,180	取得	新株予約権付社債の転換価格の変更による増
平成18年8月8日	普通株式	4,128,624	取得	
平成18年8月8日	普通株式	-2,000	処分	
平成18年8月8日	普通株式	-11,000	処分	貸借取引
平成18年8月9日	普通株式	-1,879,097	処分	
平成18年8月9日	普通株式	413,000	取得	貸借取引
平成18年8月10日	普通株式	-1,006,000	処分	
平成18年8月10日	普通株式	-496,000	処分	貸借取引
平成18年8月11日	普通株式	21,000	取得	
平成18年8月11日	普通株式	-3,643,000	処分	
平成18年8月14日	新株予約権付社債	-6,193,228	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年8月14日	普通株式	6,193,228	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年8月14日	普通株式	-2,513,410	処分	
平成18年8月14日	普通株式	10,045,000	取得	貸借取引
平成18年8月15日	新株予約権付社債	-6,193,228	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年8月15日	普通株式	6,193,228	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年8月15日	普通株式	9,738,000	取得	貸借取引
平成18年8月15日	普通株式	-1,500,000	処分	
平成18年8月15日	普通株式	154,000	取得	
平成18年8月16日	新株予約権付社債	-2,064,410	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年8月16日	普通株式	2,064,410	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年8月16日	普通株式	-692,001	処分	
平成18年8月17日	普通株式	-971,000	処分	
平成18年8月17日	普通株式	150,000	取得	貸借取引
平成18年8月18日	普通株式	-5,274,000	処分	
平成18年8月18日	普通株式	1,212,000	取得	
平成18年8月21日	普通株式	43,000	取得	
平成18年8月21日	普通株式	-2,000,228	処分	
平成18年8月21日	普通株式	-220,000	処分	貸借取引
平成18年8月21日	新株予約権付社債	-827,507	処分	新株予約権付社債の転換価格の変更による減

平成18年8月22日	普通株式	-1,628,228	処分	
平成18年8月22日	普通株式	-425,000	処分	貸借取引
平成18年8月22日	新株予約権付社債	-6,027,727	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年8月22日	普通株式	6,027,727	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

UBS証券会社東京支店へ4,257,355貸し株

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	12,000,000
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	12,000,000

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的
無し					

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者(大量保有者)ノ2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS証券会社 東京支店
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年11月11日
代表者氏名	マーク・ブランソン
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎 みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	1,546,113		
新株予約権証券(株)	A	-	F
新株予約権付社債券(株)	B	-	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 1,546,113	L	M
償用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数			N 0
保有株券等の数(総数)(K+L+M-N)			O 1,546,113
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)			P 0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株)	
(平成18年8月22日現在)	Q 464,530,456
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	0.33%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.35%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月23日	普通株式	38,000	取得	
平成18年6月23日	普通株式	-29,000	処分	

平成18年6月26日	普通株式	17,000	取得	
平成18年6月26日	普通株式	-61,000	処分	
平成18年6月26日	普通株式	100,000	取得	貸借取引
平成18年6月27日	普通株式	86,000	取得	
平成18年6月27日	普通株式	-25,000	処分	
平成18年6月28日	普通株式	25,000	取得	
平成18年6月28日	普通株式	-24,000	処分	
平成18年6月29日	普通株式	-43,000	処分	
平成18年6月29日	普通株式	42,000	取得	
平成18年6月30日	普通株式	37,000	取得	
平成18年6月30日	普通株式	-42,000	処分	
平成18年7月3日	普通株式	8,000	取得	
平成18年7月3日	普通株式	-14,000	処分	
平成18年7月4日	普通株式	4,000	取得	
平成18年7月4日	普通株式	-5,000	処分	
平成18年7月5日	普通株式	-7,000	処分	
平成18年7月5日	普通株式	5,000	取得	
平成18年7月6日	普通株式	57,000	取得	
平成18年7月6日	普通株式	-3,000	処分	
平成18年7月7日	普通株式	141,000	取得	
平成18年7月7日	普通株式	-244,000	処分	
平成18年7月7日	普通株式	15,000	取得	貸借取引
平成18年7月10日	普通株式	118,000	取得	
平成18年7月10日	普通株式	-117,000	処分	
平成18年7月11日	普通株式	38,000	取得	
平成18年7月11日	普通株式	-35,000	処分	
平成18年7月12日	普通株式	828,000	取得	
平成18年7月12日	普通株式	-837,000	処分	
平成18年7月13日	普通株式	180,000	取得	
平成18年7月13日	普通株式	-236,000	処分	
平成18年7月14日	普通株式	119,000	取得	
平成18年7月14日	普通株式	-82,000	処分	
平成18年7月18日	普通株式	85,000	取得	
平成18年7月18日	普通株式	-114,000	処分	
平成18年7月19日	普通株式	36,000	取得	
平成18年7月19日	普通株式	-50,000	処分	
平成18年7月20日	普通株式	210,000	取得	
平成18年7月20日	普通株式	-108,000	処分	
平成18年7月21日	普通株式	154,000	取得	
平成18年7月21日	普通株式	-193,000	処分	
平成18年7月21日	普通株式	19,000	取得	貸借取引
平成18年7月24日	普通株式	17,000	取得	
平成18年7月24日	普通株式	-52,000	処分	
平成18年7月24日	普通株式	-153,000	処分	貸借取引
平成18年7月25日	普通株式	65,000	取得	
平成18年7月25日	普通株式	-13,000	処分	
平成18年7月26日	普通株式	112,000	取得	
平成18年7月26日	普通株式	-81,000	処分	
平成18年7月26日	普通株式	60,000	取得	貸借取引
平成18年7月27日	普通株式	30,000	取得	
平成18年7月27日	普通株式	-66,000	処分	
平成18年7月28日	普通株式	17,000	取得	
平成18年7月28日	普通株式	-39,000	処分	
平成18年7月31日	普通株式	71,000	取得	
平成18年7月31日	普通株式	-60,000	処分	
平成18年7月31日	普通株式	-19,000	処分	貸借取引
平成18年8月1日	普通株式	147,000	取得	貸借取引
平成18年8月1日	普通株式	-34,000	処分	
平成18年8月1日	普通株式	87,000	取得	
平成18年8月2日	普通株式	-352,000	処分	貸借取引
平成18年8月2日	普通株式	50,000	取得	
平成18年8月2日	普通株式	-56,000	処分	
平成18年8月3日	普通株式	28,000	取得	
平成18年8月3日	普通株式	-18,000	処分	
平成18年8月4日	普通株式	329,000	取得	貸借取引
平成18年8月4日	普通株式	165,000	取得	
平成18年8月4日	普通株式	-186,000	処分	
平成18年8月7日	普通株式	26,000	取得	
平成18年8月7日	普通株式	-85,000	処分	
平成18年8月8日	普通株式	7,000	取得	
平成18年8月8日	普通株式	-4,000	処分	
平成18年8月9日	普通株式	43,000	取得	

平成18年8月9日	普通株式	-18,000	処分	
平成18年8月10日	普通株式	920,000	取得	
平成18年8月10日	普通株式	-932,000	処分	
平成18年8月11日	普通株式	7,000	取得	
平成18年8月11日	普通株式	-7,000	処分	
平成18年8月14日	普通株式	1,425,000	取得	
平成18年8月14日	普通株式	-1,370,000	処分	
平成18年8月15日	普通株式	10,000	取得	
平成18年8月15日	普通株式	-17,000	処分	
平成18年8月15日	普通株式	30,000	取得	貸借取引
平成18年8月16日	普通株式	27,000	取得	
平成18年8月18日	普通株式	61,000	取得	
平成18年8月21日	普通株式	-17,000	処分	
平成18年8月22日	普通株式	-22,000	処分	
平成18年8月22日	普通株式	1,000	取得	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

ユービーエス・エージー(銀行)に933,000貸し株

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	所在地	借入目的	金額(千円)
無し					

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3【提出者(大量保有者)ノ3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Global Asset Management (UK) Limited
住所又は本店所在地	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和57年2月19日
代表者氏名	Paul Yates
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			57,000
新株予約権証券(株)	A	-	F
新株予約権付社債券(株)	B	-	J
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 57,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数)(K+L+M-N)	O		57,000
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株)(平成18年8月22日現在)	Q	464,530,456
--------------------------	---	-------------

上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.01%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

無し

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	所在地	借入目的	金額(千円)
無し					

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

4【提出者(大量保有者)ノ4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Fund Management (Switzerland) AG
住所又は本店所在地	Aeschenvorstadt 48,4002 Basel, Switzerland
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和34年12月1日
代表者氏名	Markus Steiner
代表者役職	Chief Investment Officer
事業内容	投資顧問業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			65,000
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 65,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		65,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月22日現在)	Q	464,530,458
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.01%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

## (5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

無し

## (6)【保有株券等の取得資金】(13)

## ①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0

## ②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	所在地	借入目的	金額(千円)
無し					

## ③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 5【提出者(大量保有者)】/5

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Global Asset Management Life Ltd
住所又は本店所在地	21 Lombard Street, London EC3V9AH, United Kingdom
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	平成8年11月19日
代表者氏名	Michael Bishop
代表者役職	Managing Director
事業内容	保険類似の投資商品販売業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-8037

## (2)【保有目的】

保険類似の投資商品販売業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			37,000
新株予約権証券(株)	A	-F	
新株予約権付社債券(株)	B	-G	
対象有価証券カバードワラント	C	H	
株券預託証券			
株券関連預託証券	D	I	
対象有価証券償還社債	E	J	
合計(株)	K	L	M 37,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		37,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月22日現在)	Q	464,530,456
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.01%

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

## (5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

無し

## (6)【保有株券等の取得資金】(13)

## ①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	



取得資金合計(千円)(T+U+V) 0

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	所在地	借入目的	金額(千円)
無し					

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

6【提出者(大量保有者)】/6

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成8年4月1日
代表者氏名	パトリック・オサリヴァン
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資顧問業務、投資信託委託業務、委託代行業務、情報提供業務、コンサルタント業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】

顧客のために行う投資一任にかかわる保有

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			5,000
新株予約権証券(株)	A	- F	
新株予約権付社債券(株)	B	- G	
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 5,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数			N
保有株券等の数(総数)(K+L+M-N)	O		5,000
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株)(平成18年8月22日現在)	Q	464,530,456
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.00%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	所在地	借入目的	金額(千円)
無し					

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 7【提出者(大量保有者)／7】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Securities LLC
住所又は本店所在地	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington DE 19808 Delaware, USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	平成7年11月4日
代表者氏名	Robert B. Mills
代表者役職	Chief Financial Officer
事業内容	証券業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

## (2)【保有目的】

顧客のために行う投資一任にかかわる保有

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,259,600		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 2,259,600	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		2,259,600
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月22日現在)	Q	464,530,456
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		0.49%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.48%

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月28日	普通株式	-140,000	処分	貸借取引
平成18年7月6日	普通株式	528,000	取得	貸借取引
平成18年7月24日	普通株式	-271,000	処分	貸借取引
平成18年8月8日	普通株式	-11,000	処分	貸借取引
平成18年8月22日	普通株式	50,000	取得	

## (5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

無し

## (6)【保有株券等の取得資金】(13)

## ①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0

## ②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	所在地	借入目的	金額(千円)
無し					

## ③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 8【提出者(大量保有者)／8】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS O' Connor LLC
住所又は本店所在地	10th North Wacker Drive, 32nd Floor, Chicago, Illinois, 60606 USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	平成12年1月27日
代表者氏名	John Moore
代表者役職	Chief financial Officer
事業内容	

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

## (2)【保有目的】

顧客のために行う投資一任にかかわる保有

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	250,000		1,355,000
新株予約権証券(株)	A	-	F
新株予約権付社債券(株)	B	-	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M
	250,000		1355000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		1,805,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月22日現在)	Q	464,530,456
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		0.35%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.35%

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月30日	普通株式	267,000	取得	貸借取引
平成18年7月6日	普通株式	239,000	取得	貸借取引
平成18年8月1日	普通株式	280,000	取得	
平成18年8月4日	普通株式	298,000	取得	
平成18年8月4日	普通株式	271,000	取得	

## (5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

無し

## (6)【保有株券等の取得資金】(13)

## ①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0

## ②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	所在地	借入目的	金額(千円)
無し					

## ③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- 1)ユービーエス・エイ・ジー(銀行) 2)UBS証券会社 3) UBS Global Asse Management (UK) Ltd  
 4) UBS Fund Management (Switzerland) AG 5) UBS Global Asset Management Life Ltd  
 6)ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 7) UBS Securities LLC 8)UBS O'Connor LLC

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	35,314,283		1,576,000
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B 26,657,035	—	G(*注)
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 61,971,318	L	M 15,756,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		0
保有株券等の数(総数) (K+L+M-O)	O		63,547,318
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		26,657,035

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月22日現在)	Q	484,530,456
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		12.94%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		13.78%

(\*従前の転換社債券)

## 委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、バーンホフシュトラッセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号大手町ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店(以下「当行」という。)は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として関東財務局長に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

大森進

ジョン・ウエスト

栗明純生

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

日本における代表者

枝廣 泰俊



平成 18 年 2 月 1 日

POWER OF ATTORNEY .

UBS Global Asset Management (UK) Ltd ("Company") of 21 Lombard Street, London EC3V 9AH, UK, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Susumu Omori  
John West  
Fumiyuki Hara

UBS AG, Tokyo Branch

Yasutaka Edahiro  
Yasuo Nomoto

The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

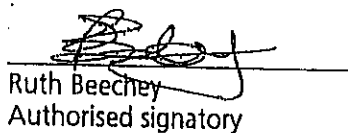
The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

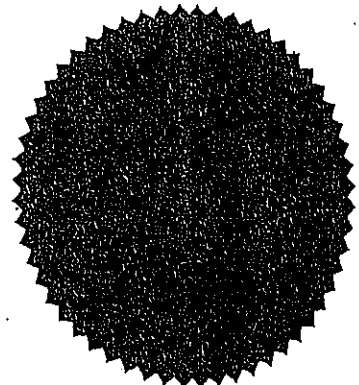


John Harrison  
Authorised signatory  
Dated

5.12.05



Ruth Beechey  
Authorised signatory



委任状(意訳)

ロンバード・ストリート 21(英国、ロンドン)に位置するユービーエス・グローバルアセットマネージメント(英国)リミテッド(以下、「当社」という。)は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

大森 進

ジョン・ウエスト

原文之

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店

枝廣 泰俊

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

\_\_\_\_\_  
John Harrison

署名権限者

\_\_\_\_\_  
Ruth Beechey

署名権限者

2005年12月5日

## Power of Attorney

UBS Fund Management (Switzerland) AG ("Company") of Aeschenvorstadt 48, 4002 Basel, Switzerland, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

### UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Mark Branson  
Susumu Omori  
John West  
Sumio Kuriaki

### UBS AG, Tokyo Branch

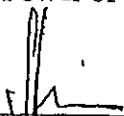
Yasutaka Edahiro  
Yasuo Nomoto

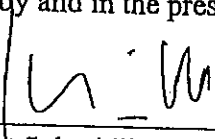
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

  
\_\_\_\_\_  
Markus Steiner  
CEO

  
\_\_\_\_\_  
Beat Schmidlin  
Executive Director

Dated: 30.1.2006



## 委任状 (意訳)

スイス連邦バーゼル市 (郵便番号 4002) エーシェンフォースタット 48 に位置する、ユービーエス・ファンドマネージメント (スイス) エージー (以下、「当社」という。) は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の 5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下、「報告書」という。) を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記 1. ないし 4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

大森 進

ジョン・ウエスト

栗明 純生

### ユービーエス・エイ・ジー (銀行) 東京支店

枝廣 泰俊

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

---

Markus Steiner  
CEO

---

Beat Schmidlin  
Executive Director

2006 年 1 月 30 日

POWER OF ATTORNEY

UBS Global Asset Management Life Ltd ("Company") of 21 Lombard Street, London EC3V 9AH, UK, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Susumu Omori  
John West  
Fumiyuki Hara

UBS AG, Tokyo Branch

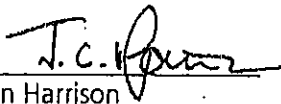
Yasutaka Edahiro  
Yasuo Nomoto

The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

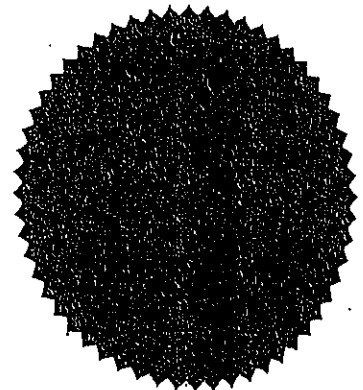


John Harrison  
Authorised signatory  
Dated

5.12.05



Ruth Beechey  
Authorised signatory



委任状(意訳)

英国、ロンドン、ロンバード・ストリート 21 に位置するユービーエス・グローバルアセットマネージメントライフ リミテッド(以下、「当社」という。)は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

大森 進

ジョン・ウエスト

原文之

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店

枝廣 泰俊

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

\_\_\_\_\_  
John Harrison

署名権限者

\_\_\_\_\_  
Ruth Beechy

署名権限者

2005年12月5日

## 委任状

日本国法に基づき設立され、東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」という)は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

大森進

ジョン・ウエスト

栗明純生

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店

枝廣 泰俊

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

平成18年 3月15日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエア

代表取締役社長 パトリック・オサリヴァン



Power of Attorney

UBS Securities LLC, a Delaware limited liability company (the "Company") with its Registered Office at 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, Delaware 19808, USA, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any two of them acting together or jointly with any other authorized officer of the Company, on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Mark Branson  
John West  
Susumu Omori  
Shinya Abe

UBS AG, Tokyo Branch

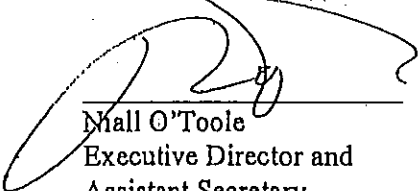
Yasutaka Edahiro  
Yasuo Nomoto

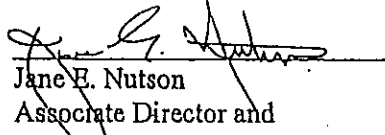
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

  
Mall O'Toole  
Executive Director and  
Assistant Secretary

  
Jane E. Nutson  
Associate Director and  
Assistant Secretary

Dated: January 11, 2006

委任状 (意訳)

米国デラウェア州法に基づき設立され米国、デラウェア州 (郵便番号 19808) ウィルミントンスイート 400 センターヴィルロード 2711 に位置するユービーエス セキュリティーズ エルエルシー (以下、「当社」という。) は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下、「報告書」という。) を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

ジョン・ウエスト

大森 進

阿部 新哉

ユービーエス・エイ・ジー (銀行) 東京支店

枝廣 泰俊

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

---

Niall O' Toole  
Executive Director and  
Assistant Secretary

---

Jane E Nutson  
Associate Director and  
Assistant Secretary

2006年1月11日

## Power of Attorney

UBS O'Connor LLC ("Company") of One North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606, USA, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

### UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Mark Branson  
Susumu Omori  
John West  
Sumio Kuriaki

### UBS AG, Tokyo Branch

Yasutaka Edahiro  
Yasuo Nomoto

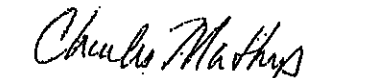
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

  
\_\_\_\_\_  
Authorised signatory

  
\_\_\_\_\_  
Authorised signatory

Dated: January 27, 2006

## 委任状 (意訳)

米国、イリノイ州 (郵便番号 60606) シカゴ市 ワン ノースワッカードライブ 32F, に位置する、UBS O' Connor LLC (以下、「当社」という。) は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下、「報告書」という。) を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記 1. ないし 4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

大森 進

ジョン・ウエスト

栗明 純生

### ユービーエス・エイ・ジー (銀行) 東京支店

枝廣 泰俊

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

---

Nicholas Vagra  
Authorized signatory

---

Mathys Charles  
Authorized signatory

2006年1月27日